

安城市放課後児童健全育成事業届出実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について必要な事項を定めるものとする。

（開始の届出）

第2条 放課後児童健全育成事業を行う者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の32の2第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を放課後児童健全育成事業開始届（様式第1）により市長に届け出なければならない。

（変更の届出）

第3条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（廃止又は休止の届出）

第4条 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。